

総合評価落札方式の運用ガイドラインの改正について

令和7年4月1日以降に公告する名古屋港管理組合の発注工事について、総合評価落札方式対象工事の評価項目中の「企業の技術力に関する項目」及び「地域精通度地域貢献度」を改正します。

主な改正

1. 「企業の技術力に関する項目」における「ICT活用工事の取組実績」（土木関係工事。（PC、鋼構造物、塗装、設備系工事は除く。））の評価の追加

- ・前年度までの過去1年度に入札公告の前日までを含めた期間の本組合又は愛知県建設局及び都市・交通局発注工事における「ICT建設機械による施工」の取組実績を評価します。
- ・発注工事と同業種（建設業法上の分類）の工事での取り組みを評価します。ただし、土木工事業（PC工事除く）ととび・土工工事業での実績は等しく評価します。
- ・事後審査において、本組合又は愛知県建設局及び都市・交通局が発行する「ICT活用工事取組証」の写しの提出を求めます。提出の無い場合は評価しません。

2. 「地域精通度地域貢献度」における「週休2日促進工事の取組実績」（建築関係工事）の評価の追加

- ・前年度までの過去1年度に入札公告の前日までを含めた期間の本組合発注工事における週休2日促進工事（営繕工事）又は愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事における週休2日制工事の取組実績を評価します。
- ・発注工事と同業種（建設業法上の分類）の工事での取り組みを評価します。
- ・事後審査において、本組合が発行する「週休2日促進工事取組証（営繕）」又は愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発行する「週休2日制工事取組証」の写しの提出を求めます。提出の無い場合は評価しません。

3. 「地域精通度地域貢献度」における「完全週休2日制工事・週休2日制工事の取組実績」（土木関係工事）の評価対象となる実績の変更

- ・前年度に入札公告の前日までを含めた期間の本組合又は愛知県建設局及び都市・交通局発注工事の取組実績を評価することとします。

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp/>) ページ番号 1001002 に掲示してあります。